

－独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構－

高速道路事業用地の有効利用等について(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長宛て)

施設の具体的な整備予定がなく、有効利用もされていない用地の

資産価額(収入支出外) 190億3030万円

1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が保有する高速道路事業用地等の概要

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、平成17年10月に、高速道路に係る資産の保有、貸付け、債務の早期の確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社（以下、これらの会社を総称して「道路会社」という。）による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として設立された。また、道路会社は、17年10月に高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を効率的に行うことなどを目的として設立された。そして、機構及び道路会社は、解散した旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団、旧首都高速道路公団及び旧阪神高速道路公団（以下、これらの公団を総称して「公団」という。）の一切の権利及び義務を承継している。

機構及び道路会社が公団から承継する資産については、原則として、高速道路に係る固定資産は機構が承継し、その管理は道路会社において実施することとされた。このため、機構が承継した固定資産である高速道路区域内の事業用地（以下「高速道路事業用地」という。）の中には、17年9月末までに、公団がサービスエリア、インターチェンジ等の施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した高速道路本線（以下「本線」という。）及びサービスエリア等の施設の用地も含まれている。

道路会社が高速道路の新設又は改築を行う場合には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）に規定する協定を機構と締結しなければならないこととされている。

国土交通省は、機構に対して、21年1月に「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」を発して、高速道路事業用地であっても、高架の道路の路面下及び道路予定区域は、直接には通行の用に供していない道路空間であることから、これらの道路空間について、まちづくりやにぎわい創出等の点から、暫定利用も含めて計画的に有効活用が図られるように通知している。

また、19年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」（以下「合理化計画」という。）において、独立行政法人の見直しに関して講ずべき横断的措置として、①保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却等を着実に推進して、適切な形で財政貢献を行うこと、②上記①の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施することなどが定められている。

機構は、合理化計画等を踏まえ、25年3月に認可を受けた第3期中期計画（25年4月1日から30年3月31日までの期間）において、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却して、債務の返済に充てることとしている。

2 本院の検査結果

本院は、25年7月末時点で機構が保有している高速道路事業用地で、取得後3年以上経過し現在まで施設が整備されていない用地51件並びに用途廃止後3年以上経過している本線及び施設の用地26件、計77件、

用地面積計1,415,421㎡（24事業年度末の資産価額計273億8757万余円）を対象として、会計実地検査を行った。

検査したところ、施設を整備するために取得した用地について、今後の施設の具体的な整備予定（以下「整備予定」という。）がなく、有効利用もされていないもの並びに用途を廃止した本線及び施設の用地について整備予定がなく、有効利用もされていないものが、次のとおり、計59件、用地面積計893,305㎡（24事業年度末の資産価額計190億3030万余円）見受けられた。

ア 施設を整備するために取得した用地のうち、整備予定がなく、有効利用もされていないもの

35件 用地面積計597,480㎡ 24事業年度末の資産価額計154億4813万余円

これらの用地は、公団民営化の議論等を踏まえたコスト削減の一環として、施設規模を縮小したり、施設の整備を先送りしたりしたことなどにより、25年7月末時点で予定していた施設の建設又は改築が行われておらず、かつ、新設又は改築に関する協定も締結されていないため、整備予定がなかった。また、これらの用地については、一部を冬期の雪捨場等として一時的に利用したことがある程度で、25年7月末時点で3年以上にわたり有効利用されていなかった。

イ 用途を廃止した本線及び施設の用地のうち、整備予定がなく、有効利用もされていないもの

24件 用地面積計295,825㎡ 24事業年度末の資産価額計35億8217万余円

これらの用地は、かつては本線等として供用されていたが、高速道路の線形改良やインターチェンジの移設等により用途を廃止したものである。しかし、25年7月末時点で、当該用地に新たな施設等の建設又は改築が行われておらず、かつ、新設又は改築に関する協定も締結されていないため、整備予定はなかった。また、これらの用地については、一部を冬期の雪捨場等として一時的に利用したことがある程度で、25年7月末時点で3年以上にわたり有効利用されていなかった。

しかし、機構は、保有する資産の見直しを行うこととされているのに、保有する高速道路事業用地について、管理している道路会社から、整備予定、利用状況等について報告を求めておらず、前記ア及びイの状況について把握していなかった。そして、整備予定がなく、有効利用もされていない用地について、保有し続ける必要性を検証するとともに有効利用することについて検討する体制を道路会社との間で整備する必要があるのにこれを行っていなかった。

3 本院が要求する改善の処置

機構において、第3期中期計画等を踏まえた不要財産の売却及び債務の確実な返済に資するため、保有する高速道路事業用地のうち施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した本線及び施設の用地について、道路会社から整備予定、利用状況等について定期的に報告を求めてこれを把握し、整備予定がなく、有効利用もされていない用地について、今後も保有し続ける必要性の検証及び有効利用することについての検討を不断に行う体制を道路会社との間で整備するよう改善の処置を要求する。